

○長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成要綱

(趣旨)

第1条 市長は、民間保育施設等を利用する児童及び職員の健康及び安全を向上するために感染症に対して必要な対策を施す市内に所在する民間保育施設等に対し、予算の範囲内において長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 民間保育施設等 令和3年4月1日において、原則として長岡京市内で運営を行う以下の保育施設をいう。

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可を受けた保育所

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項の規定により認可を受けた幼保連携型認定こども園

ウ 児童福祉法第34条の15第2項の規定により認可を受けた家庭的保育事業等施設

エ 児童福祉法第59条の2第1項の規定により京都府知事に届出があった施設のうち、おおむね5人以上収容できる保育室等を有し、かつ、所定の資格を有する保育士を2人以上有する施設

オ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業を実施する施設

(2) 施設長 民間保育施設等を代表する者をいう。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、別に定める新型コロナウイルス感染症対策に係る費用とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、別に定める。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする施設長は、次に掲げる関係書類を添えて、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金交付申請書（別記様式第1号）

を別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（別記様式第2号）

(2) 歳入歳出予算書

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該施設長に通知するものとする。

2 市長は、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達するため、必要な条件を付することができる。

（助成事業の遂行）

第7条 助成金の交付決定を受けた施設長は、助成金を交付の目的以外に使用してはならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、施設長に報告を求め、又は職員を施設に立ち入らせ、調査することができる。

（助成金の変更決定）

第8条 市長は、必要に応じて行う実地調査等により、第6条の交付決定に変更すべき内容があると認めるときは、交付すべき助成金等の額を変更し、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金変更決定通知書（別記様式第4号）により、施設長に通知するものとする。

（事業実績報告）

第9条 施設長は、次に掲げる関係書類を添えて、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金事業実績報告書（別記様式第5号）を別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（別記様式第6号）

(2) 精算書

(3) 収支決算書

(4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第10条 市長は、前条の事業実績報告書を受け付けたときは、報告に係る書類を審査し、その事業の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金確定通知書（別記様式第7号）により施設長に通知するものとする。

（請求及び交付）

第11条 前条の規定による確定通知を受けた施設長は、長岡京市民間保育施設等の感染

症対策に係る費用に関する助成金交付請求書（別記様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、当該施設長に対し、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付取消し等）

第12条 施設長が次のいずれかに該当するときは、市長は、助成金の交付決定又は確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したとき、不正に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 助成金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 助成金の経理状況が不適正と認められるとき。
- (5) 事業の実施方法が、助成金の交付の趣旨に沿わないと認められるとき。

（助成金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により交付の取消等を行った場合において、すでに助成金が交付されているときは、期限を定めてその助成金を返還させることができる。

（延滞金）

第14条 市長は、前条の場合において、助成金の返還が納期限までに納付されなかったときは、施設長に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月30日から施行し、令和2年1月16日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月15日から施行し、改正後の長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、改正後の長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所在地

施設名

施設長

長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金交付申請書

長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金の交付を受けたいので、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円
2. 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 歳入歳出予算書

別記様式第2号（第5条関係）

事業計画書

事業の目的	
事業の概要	
事業実施時期	令和 年 月～令和 年 月
事業実施場所	(住所)

第 号
年 月 日

（施設名）

施設長 様

長岡京市長

長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった表記の助成金について、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成要綱第6条の規定により、下記の通り交付決定をしたので通知します。

記

交付決定額 金 円

助成条件

- (1) 施設長は、児童の健康管理に細心の注意を払い、責任をもって保育にあたらなければならない。
- (2) この助成金は、交付の目的以外に使用してはならない。
- (3) 前2号の条件に違反がないことを確認するため、必要があるときは、市長が施設長に報告を求め、または職員を施設に立ち入らせ、調査を行うことがある。
- (4) 本要綱に係る必要な書類は10年間保存すること。
- (5) 助成の目的に反するときは、助成金の一部又は全部を返還させることがある。

（施設名）

施設長 様

長岡京市長

長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金変更決定通知書

年 月 日付長岡京市指令第 号で交付決定した表記の助成金について、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成要綱第8条の規定により、下記の通り変更決定をしたので通知します。

記

1. 既交付決定額 金 円
2. 変更交付決定額 金 円
3. 変更理由

助成条件

- (1) 施設長は、児童の健康管理に細心の注意を払い、責任をもって保育にあたらなければならない。
- (2) この助成金は、交付の目的以外に使用してはならない。
- (3) 前2号の条件に違反がないことを確認するため、必要があるときは、市長が施設長に報告を求め、または職員を施設に立ち入らせ、調査を行うことがある。
- (4) 本要綱に係る必要な書類は10年間保存すること。
- (5) 助成の目的に反するときは、助成金の一部又は全部を返還させることがある。

別記様式第5号（第9条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所在地

施設名

施設長

長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金事業実績報告書

長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成要綱第9条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. 事業実績額 金 円
3. 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支決算書

別記様式第6号（第9条関係）

事業報告書

事業の目的	
事業の概要	
事業実施時期	令和 年 月～令和 年 月
事業実施場所	(住所)

別記様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（施設名）

施設長 様

長岡京市長

長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金確定通知書

年 月 日付長岡京市指令第 号で交付（変更）決定した表記の助成金について、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成要綱第10条の規定により、下記の通り交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 金 円

別記様式第8号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

所在地

施設名

施設長

長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった表記の助成金について、長岡京市民間保育施設等の感染症対策に係る費用に関する助成要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し

収支予算書（収支決算書）

（単位：円）

助 成 種 別	助成対象 事業費	左 の 財 源 内 訳			備 考
		市助成金	自己資金	そ の 他	
1 事業費助成					
2 そ の 他					
合 計					